

むつ市地域おこし協力隊設置要綱

令和 7 年 4 月 1 日
むつ市告示第 6 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 任用型地域おこし協力隊員（第 8 条—第 1 4 条）
- 第 3 章 委託型地域おこし協力隊員（第 1 5 条—第 1 9 条）
- 第 4 章 雑則（第 2 0 条—第 2 4 条）
- 附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を促すことにより、地域活力の維持及び強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け総行応第 3 8 号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき、むつ市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

第 2 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、前条の目的を達成するため、地域力の維持及び強化に直接資する活動であって公益性を有する次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）に従事するものとする。

- (1) 農林水産業の振興に関する活動
- (2) 観光振興に関する活動
- (3) 地域資源の発掘及び振興に係る活動
- (4) 移住・定住の促進に関する活動
- (5) その他市長が必要があると認める活動

2 公益性を有する活動とは言えない活動は、地域協力活動とはならないものとする。ただし、地域住民と連携及び協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として、地域の理解を得た上で、市長が認めた事業に従事する場合を除く。

3 隊員は、前項ただし書の事業に従事することを地域協力活動としようとするときは、収益事業等への従事に係る申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければ

ならない。

- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、収益事業等への従事許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（隊員の要件）

第3条 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が任用し、又は委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（推進要綱に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）から市に移し、又は在留資格を有し生活の拠点を国外から市に移し、市に住民票を異動させることができる者（任用又は委嘱を受ける前に、既に市に定住する者及び既に市に住民票を異動させた者を除く。）
- (2) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と情熱があり、地域住民とともに積極的に地域協力活動に取り組むことができる者
- (3) 隊員としての活動が終了した後も市に定住し、就業又は起業しようとする意欲のある者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

（隊員の種類）

第4条 隊員は、任用型地域おこし協力隊（以下「任用型隊員」という。）及び委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）とする。

（隊員の責務）

第5条 隊員は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 積極的に地域協力活動に取り組むこと。
- (2) 地域との融和に努めること。
- (3) 任用又は委嘱後、速やかに本市に生活拠点を移し、住民票を異動させること。

（市の役割）

第6条 市長は、次に掲げる協力隊に関する業務（以下「協力隊設置業務」という。）を行うものとする。

- (1) 隊員の採用に関する業務
- (2) 隊員の年間活動計画の作成
- (3) 隊員の活動に関する総合調整

- (4) 隊員の研修及び隊員相互の交流
- (5) 隊員の活動に関する住民への周知
- (6) 隊員の活動終了後の定住支援
- (7) 自治体職員向けの研修への積極的参加
- (8) 地域と隊員との間に生じた問題の調整
- (9) 隊員の日々のサポート
- (10) その他協力隊が行う活動に関して必要な業務
(協力隊設置業務の委託)

第7条 市長は、協力隊設置業務の全部又は一部を、別に定めるところにより、法人又は任意の団体等（以下「受入団体等」という。）に委託することができる。

第2章 任用型地域おこし協力隊員

(任用)

第8条 任用型隊員は、法第22条の2第1項第1号の規定による会計年度任用職員として、市長が任用する。

(任用期間)

第9条 任用型隊員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、人事評価の結果に基づき、任用型隊員を任用期間終了後に再度任用することができる。

2 前項ただし書きの規定により任用型隊員を再度任用する場合であっても、任用期間は、通算で3年を超えることができない。

(勤務条件等)

第10条 任用型隊員の報酬、手当、費用弁償、勤務時間、休日及び休暇については、むつ市会計年度任用職員設置要綱（令和4年むつ市訓令甲第2号）の定めるところによる。

(退職)

第11条 任用型隊員は、自己の都合により任用期間の途中において退職を希望するときは、退職希望日の30日前までに退職届を市長に提出しなければならない。

(解任)

第12条 市長は、法第28条又は第29条に規定する免職の事由に該当すると認められるときは、任用期間の途中であっても、任用型隊員を解任することができる。

(活動経費等)

第13条 市長は、任用型隊員の活動に要する経費を、予算の範囲内で負担するものとする。

(副業)

第14条 任用型隊員が副業を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第3章 委託型地域おこし協力隊員

(委嘱)

第15条 委託型隊員は、第7条の規定により協力隊設置業務を受託した受入団体等が委託型隊員の業務を行う者として雇用した者に対し、市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第16条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要があるときと認めるときは、委嘱期間が終了した者に対し委託型隊員を再度委嘱することができる。

1 前項ただし書きの規定により委託型隊員を再度委嘱する場合であっても、委嘱期間は、通算で3年を超えることができない。

(身分及び勤務条件等)

第17条 委託型隊員の身分は、受入団体等に雇用される者とし、市と委託型隊員との間に雇用関係は生じないものとする。

2 委託型隊員の勤務条件等については、市と協議の上、受入団体等が定めるものとする。

(解嘱)

第18条 市長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、受入団体等と協議の上で、委託型隊員を解嘱することができる。

- (1) 自ら解嘱を申し出たとき。
- (2) 傷病等の理由により、地域協力活動を継続することができないとき。
- (3) 市に対して事前に協議等を行うことなく、市から転出したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員としてふさわしくないと認めるとき。

(活動経費)

第19条 委託型隊員の活動に要する経費は、受入団体等が協力隊設置業務の委託料の範囲内で負担するものとする。

第4章 雑則

(活動日誌)

第20条 隊員は、自らが行った日々の地域協力活動の内容を、むつ市地域おこし協力隊活動日誌（様式第3号。以下「活動日誌」という。）に記録し、市長が指定する者の確認を受けなければならない。

(活動状況報告)

第21条 隊員は、月ごとにむつ市地域おこし協力隊活動状況報告書（様式第4号）を作成し、当該月分の活動日誌を添えて、当該月の翌月の7日までに市長に提出しなければならない。

(身分証)

第22条 市長は、隊員に対し、身分証（様式第5号）を交付する。

2 隊員は、身分証に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域協力活動を行うときは、身分証を常に携帯し、提示を求められたときは、これに応じること。
- (2) 身分証を紛失若しくは毀損したとき又は記載事項に異動があったときは、速やかに市長に届け出るとともに、再交付を受けること。
- (3) 身分証を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- (4) 隊員でなくなったときは、直ちに身分証を市長に返還すること。

(秘密の保持)

第23条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、協力隊に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則（令和6年4月1日むつ市告示第71号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日むつ市告示第67号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」と

いう。)による書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。